

東京都社会保険労務士会会員情報の届出に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第11条の2に規定する会員情報の届出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(届出を要する事項)

第2条 個人会員として本会に入会（以下「入会」という。）する者は、入会に際し、次の第1号から第4号及び第7号から第11号までの事項が記載された「社会保険労務士登録申請書」（以下「登録申請書」という。）について、本会を経由して全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）に提出するほか、次の各号の事項について、別表1で定める「会員情報届出書」により、本会に届け出なければならない。ただし、会則第7条第2項第4号に該当する者は、次の事項のうち第7号から第10号までの事項については届出を要しない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所（郵便番号含む）
- (4) 電話番号
- (5) 電子メールアドレス
- (6) ファックス番号
- (7) 事務所（又は勤務先）名称
- (8) 事務所（又は勤務先）所在地（郵便番号含む）
- (9) 事務所（又は勤務先）電話番号
- (10) 事務所（又は勤務先）ファックス番号
- (11) 会報等送付先

2. 個人会員は、前項第1号、第3号、第7号（勤務先を除く）又は第8号（勤務先を除く）の事項について変更する場合は、「社会保険労務士変更登録申請書」により、また、第4号、第6号、第7号（勤務先）、第8号（勤務先）、第9号、第10号又は第11号の事項について変更する場合は、「異動届」により、本会を経由して連合会に提出しなければならない。

(電子メールアドレスの登録)

第3条 個人会員は、前条第1項の会員情報届出書に記載した同項第5号の電子メールアドレスについて、入会后、速やかに本会ホームページ会員専用ページ（以下「会員専用ページ」という。）に登録しなければならない。なお、入会時において、電子メールアドレスを所有していない場合は、直ちに同アドレスを取得し、会員専用ページに登録しなければならない。

2. 個人会員は、入会后、前項の電子メールアドレスを変更した場合は、速やかに変更後の同アドレスを会員専用ページに登録しなければならない。

(情報利用の範囲)

第4条 第2条及び第3条で規定された会員情報については、本会及び統括支部・支部の運営に必要な範囲で利用することができる。なお、当該会員情報を利用する際は、本会の「個人情報の保護に関する指針」に留意するものとする。

附 則

(施行期日)

1. この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この細則の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に本会に入会済みの個人会員のうち、既に電子メールアドレスを所有しているが会員専用ページに登録していない者は、施行日後速やかに会員専用ページに同アドレスを登録しなければならない。

3. 施行日前に既に本会に入会済みの個人会員のうち、電子メールアドレスを所有していない者は、施行日後速やかに同アドレスを取得しなければならない。ただし、同アドレスを速やかに取得することが著しく困難な事由があつて別表2で定める「電子メールアドレス取得猶予申立書」を本会に提出し、やむをえないと判断された場合は、1年を限度として取得期日の猶予を受けることができる。

4. 前項において、電子メールアドレスを取得したときは、速やかに会員専用ページに登録しなければならない。